

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） 日程により上程中の議案について討論に入ります。

甲第三十五号議案について討論の通告があつておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ皆様、おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、甲第三十五号議案「令和六年度佐賀県一般会計補正予算」に反対の立場で討論を行います。

高等教育機関設置支援事業費補助として債務負担行為限度額六億四千九百三十六万五千円が設定され提案をされております。

これは、武雄市が行う学校法人旭学院への支援事業について、佐賀県が補助するという提案です。

令和六年度から令和七年度にかけての複数年度にわたるため、債務負担行為として設定するものです。この提案に対して、私は拙速過ぎる判断ではないかと反対いたします。

それは、武雄市が国へ大学設置のために行った交付金申請が不採択となつているからです。交付金は、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプです。不採択にされたのは、令和六年の三月末、つまり昨年度の末でした。なので、令和六年度においての再提出はあり得ることです。不採択になつた理由は、課題の分析が不十分、事業の必

要性が読み取れない、自立性について定量的な記載が不足していることですので、令和六年度において以上のことを整理し、再提出することも考えられました。しかし、武雄市は国への再申請を断念したと聞き及んでいます。市議会でも数名の市議が、既に新大学設置の許可が下りなかつた場合、そのことも危惧して大学誘致に反対し、武雄市の支援の案件にも反対しているとのことです。

私は、私立学園としての独自の方針を持つて計画されている新大学について、内容などに立ち入るつもりではありませんが、武雄市の国への交付金申請についての経緯と断念状況などを見ていくと大きな不安を抱いております。

県のこの債務負担行為の提案は拙速だと指摘し、反対を表明いたします。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 甲第三十五号議案を採決します。

これは、令和六年度一般会計補正予算（第一号）についての議案であります。

甲第三十五号議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よつて、甲第三十五号議案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については討論の通告

はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、直ちに採決に入ります。

まず、乙第四十一号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第四十一号議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、乙第四十一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十六号議案及び甲第三十七号議案を採決します。

以上二件の議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました

次に、乙第三十六号議案から乙第四十号議案まで五件、乙第四十二号議案及び乙第四十三号議案、以上七件の議案を一括して採決します。

以上七件の議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上七件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

○ 意見書案提出

◎議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に意見書案が五件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○ 意見書案上程

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第九号意見書案まで、以上五件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上五件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第八号意見書案までは、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第五号意見書案から意第八号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので討論なしと認めます。よつて、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 意第五号意見書案から意第八号意見書案を一括して採決いたします。

これは、再審に関する法改正を求める意見書案、地方財政の充実・強化に関する意見書案、ゆたかな学びの実現のため、引き続き教職員定数改善をはかることを求める意見書案、聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案であります。本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よつて、以上四件の意見書案はいずれも可決されました。

お諮りいたします。

意第九号意見書案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よつて、意第九号意見書案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより意第九号意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあつておりませんので、質疑なしと認めます。よつて、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第九号意見書案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よつて、意第九号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意第九号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので、討論なしと認めます。よつて、討論を終了し直ちに採決に入ります。

意第九号意見書案を採決します。

これは、防災・減災、国土強靱化の強力な推進を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よつて、意第九号意見書案は可決されました。

○ 継 続 審 査

◎議長（大場芳博君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

（継続審査申出書）

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っております。

○ 閉 会

◎議長（大場芳博君） これをもちまして、令和六年六月定例県議会を閉会いたします。

午前十一時十二分 閉会

議 事 課 副 課 長 高 田 一 弘

同 記録担当主任主査 松 尾 重 治

同 記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子